

P F I 事業調査費補助制度について

平成 16 年 4 月
内 閣 府

標記補助制度が平成 16 年度予算においても、以下のとおり盛り込まれた。

1 . 名称

民間資金等活用事業調査費補助金

2 . 額

1 3 5 , 0 0 0 千円

3 . 背景・必要性

P F I 法施行後 4 年が経過し、地方公共団体において実施方針策定に至った案件が次第に増加しつつある一方で、P F I 導入への意欲は強いものの、新規の事業分野であるために、いまだ実施方針策定の途上にある潜在的な案件も相当数にのぼっている状況。

こうした状況は、P F I 事業を実施する場合、従来型の手法で公共サービスを提供する場合に比べ、実施方針の策定や客観的な評価の実施など、追加的な作業上、金銭上の負担が伴うことが一因。

上記を踏まえ、地方公共団体が実施する P F I 手法による事業着手を実質的に支援するとともに、これらが先導的なモデル的事業となることにより他の潜在的案件への P F I 手法の導入を促進していくことを目的とした調査補助制度を平成 13 年度補正予算(第一次)において創設。

4 . 平成 16 年度予算における標記補助制度の内容

市町村(政令指定都市を除き、東京都特別区を含む。)及び市町村の組合が実施する予定の P F I 事業に関し、対象施設の整備等が明確に打ち出されており、P F I 事業としての実施の可能性が高いと見込まれ、かつ、対象施設の種類、事業規模、事業類型、事業方式等の面で先導的なモデル的事業として位置付けられる事業について、P F I 事業として実施しようとするときに必要となる実施方針の策定に関する調査や V F M 検定のための調査を交付対象とする。

地域再生の基本的考え方のもとに取り組んでいるものなど地域活性化に資するような工夫を織り込んだ案件や運営重視案件、民間発意を活かした案件などについては優先して交付決定を行う。

補助率は 1 / 2 とする。